

令和7年10月2日

鳥インフルエンザから家きんを守るために

①特に重要な以下の**3項目**について自己点検をお願いします！

②自己点検の結果について、佐久家畜保健衛生所まで、

電話、報告用フォーム もしくは、別紙により**郵送、**

FAX又は**メール**でご報告ください。

報告用フォーム
はこちらから↓



締切：令和7年10月から

令和8年 5月までの 毎月10日

< 自己点検を実施する3項目 >

1.

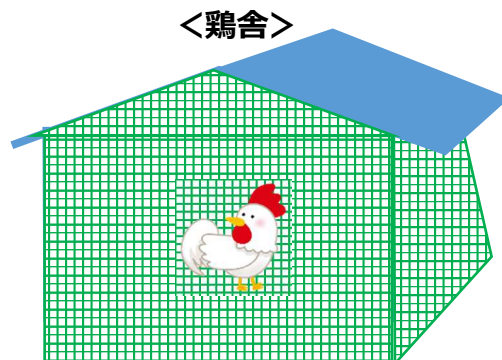
鶏などの世話をする
前後は、手洗い・消毒
をする。

2.

鶏舎に入る時は、
専用衣服と専用靴に
履替える。

3.

鶏舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）
が入らないよう防鳥ネット等で侵入
防止対策を実施する。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

〔長野県は「SDGs未来都市」です〕



一大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するためにー
しあわせ信州創造プラン 3.0 推進中
(長野県総合5か年計画)

飼養衛生管理基準とは

家きん（ペットを含む：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養する**全ての所有者**は、家畜伝染病予防法に規定されている「**飼養衛生管理基準**」を**遵守する義務**があります。高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病から家きんを守るための衛生管理の方法です。

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、家きんで **14 道県 51 事例**が確認され、932 万羽が殺処分されました。**野鳥では全国 228 事例**が確認されたのみでなく、**長野県内で初めて野鳥からウイルスが検出されました**。韓国では家きん農家での発生が確認され、今シーズンにおいても、**厳重な警戒が必要です！**

ひとたび高病原性鳥インフルエンザが発生すると、発生農家にとどまらず、周辺地域、ひいては、国内の養鶏業界全体に大きな影響をもたらします。

ご自分の家きんのみならず、地域の養鶏業を感染から守るためにも、飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

高病原性鳥インフルエンザについて

- ①高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に鶏に病気を起こす力が強いウイルスにより起こる病気です。
- ②このウイルスは渡り鳥により国内へ持ち込まれ、これらのウイルスを含む糞などを様々な**野鳥や野生動物（ネズミなど）**等が媒介し、地域の汚染が拡大します。
- ③**人の手指や靴底、車両、野生動物などを介して、家きん舎等に持ち込まれる可能性があります。**
- ④このウイルスに感染すると、多くの場合、元気がなくなり（写真）、死亡します。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、元気をなくしている鶏

➤ 鶏に元気がない場合やほぼ同時期に複数羽が死ぬ場合は、すぐに獣医さん（家畜保健衛生所、動物病院）に相談して、治療や指示などを受けましょう。

別紙：佐久家畜保健衛生所防疫課 行き

F A X : 0267-63-3002 電 話 : 0267-62-4123

郵送先：〒385-0035 佐久市瀬戸中庭 1111-179

Eメール：sakukachiku@pref.nagano.lg.jp

Eメールでの報告方法（sakukachiku@pref.nagano.lg.jp）

- ・メールに本用紙を撮影した写真、PDF を添付して送信。
- ・又はメール本文に飼養者住所・氏名、電話番号と点検結果を記入して送信。

例) ××市 ○○○○ 026○-○○-○○○○ 1○、2○、3○

佐久家保 E メールアドレス 2 次元バーコード→→



氏名		
住所		
電話番号		
実施している 場合又は該当が ない場合は○印 を、 実施していない 場合は×印をお 願いします。		1. 鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。
		2. 鶏舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。
		3. 鶏舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）が入らないよう 防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。
ご不明点が ありましたら ご記入ください		

Microsoft Forms での報告方法

下記の 2 次元バーコードから必要事項を入力して送信。

